

別記1 伊予灘を操業区域とする知事許可漁業における制限措置
(県外入漁を除く)

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき船 舶等の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
機船船び き網漁業	いわし機船 船びき網漁 業	4隻	48キロワット (旧馬力15) 以下	次のアとイの点を結んだ直線とウとエの点を 結んだ直線の間の伊予灘 ア 松山市小川と同市堀江町との最大高潮時 海岸線における境界点 イ 広島県倉橋島亀ヶ首 ウ 大洲市と八幡浜市との最大高潮時海岸線 における境界点 エ 山口県小水無瀬島頂上	1. 1～ 12. 31	伊予市双海町上灘 に漁業根拠地を有 する者
ごち網漁 業	一そうロー ラーごち網 漁業	3隻	5トン未満 48キロワット (旧馬力15) 以下	伊予灘 ただし、共同漁業権漁場区域内及び別記3の 表3の部7の項から 13 の項までに掲げる区域 を除く。	1. 1～ 12. 31	松山市（松山市津 和地を除く。）、伊 予郡松前町、伊予 市、大洲市、西宇和 郡伊方町又は八幡 浜市保内町に漁業 根拠地を有する者 （伊予灘に限る。）

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。